

平成 27 年度 第 2 回 都留市総合教育会議 会議録

日 時 平成 27 年 10 月 15 日 (木) (午後 2 : 00 ~ 3 : 23)
場 所 市役所 2 階 第一会議室
出 席 者

(市長)

堀 内 富 久

(教育委員)

教 育 長	梶 原 清	職務代理者	小 林 重 雄
委 員 長	関 口 稔 夫	委 員	小 林 孝 次
委 員	川 村 直 廣	委 員	赤 澤 敬 子

(説明者)

教 育 次 長	杉 田 健 二	学 校 教 育 課 長	長 坂 文 史
---------	---------	-------------	---------

(事務局)

総 務 部 長	山 口 稔 幸	企 画 課 長	紫 村 聡 仁
企 画 課 長 補 佐	山 口 哲 央	企 画 担 当	笠 井 貴 志
企 画 担 当	佐 藤 知 哉		

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 都留市総合教育大綱 (素案) について
 - (2) 平成 28 年度 教育方針 (案) について
 - (3) その他
- 4 その他
 - (1) 第 6 次都留市長期総合計画における教育分野及び都留市総合戦略について
 - (2) 「大学コンソーシアムつる」設立記念セミナーについて
- 5 閉会

(午後 2 時開会)

○総務部長

それでは、定刻となりましたので、平成 27 年度 第 2 回 都留市総合教育会議を始めさせていただきます。

前回に引き続き、私、総務部長の山口が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております、次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして市長からあいさつを申し上げます。

堀内市長、よろしくお願いいたします。

○市長

今日は、第 2 回都留市総合教育会議を開催したところ、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

また、日ごろより本市の教育行政の推進にご尽力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の会議におきましては、「都留市教育大綱（素案）について」、「平成 28 年度予算方針について」をご審議いただくことになっておりますが、この総合教育会議は、教育行政の大綱や重点的な施策など教育施策の方向性を一致させるために協議・調整を行うための「自由な意見交換の場」でありますので、ぜひ、委員の皆さまの忌憚のないご意見をお願いいたします。

前回の会議以降の本市の教育行政に関する動きといたしましては、まず、8 月 31 日付けで健康科学大学看護学部の設置が、文部科学省から正式に認可を受けました。

また、今月 22 日には、都留文科大学、健康科学大学、産業技術短期大学校及び都留市とで「大学コンソーシアムつる」を設立することになっております。

このコンソーシアムの設立の目的は、市内の大学等の高等教育機関が連携・協力し、生涯学習の推進、産官学民間の地域交流の推進、地域社会への貢献などにより、大学、市民の双方がメリットを享受することを目的としており、3 つの“知”の拠点を連携させることで、本市の教育環境のアドバンテージをさらに高めることを目指すものであり、本市が計画しております「都留市版 C R C 構想」の実現に向けても大きな役割を担うものであります。

今後とも、本市の強みでもある「教育行政」を進めてまいりますので、委員各位におかれましても、一層のご支援のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、この会議にあたり、皆様各々の専門性を活

かしたご意見をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

○総務部長

ありがとうございました。

続きまして、10月12日から新制度のもとで教育長となりました、梶原教育長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○教育長

このたび9月議会におきましてご承認いただき、9日に市長より正式に任命を受けました。新しい法制度の中での教育長ということで、非常に責任を感じ、気が引き締まる思いであります。

今までは教育委員会として独立しておりまして、市長部局との連携がうまく行っていないということがあったのかもしれませんが。ですから、これからは、今まで以上に地域の教育の課題というもの共有できるようにしていかなければならないと考えているところであり、市長部局と教育委員会とが相互に連携を図りつつ、一層民意を反映した教育行政を推進していきたいと考え、新しい「都留教育」を構築していきたいと感じているところであります。どうぞ、よろしく願いいたします。

○総務部長

ありがとうございました。

ここで、日向丈夫委員の任期終了によりまして、新たに川村直廣様が、都留市教育委員として就任されましたので、川村様から自己紹介をお願いしたいと思います。

○川村委員

ただいま、ご紹介がありましたとおり7月1日付けで教育委員を拝命していただきました川村直廣と申します。まだ不慣れな点がございますが、一生懸命務めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○総務部長

ありがとうございました。

なお、本日も説明者として、都留市教育委員会 杉田教育次長及び長坂学校教育課長が出席していただいております

○総務部長

それでは、これから議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、都留市総合教育会議運営要綱によりまして市長をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（市長）

それでは、議事進行役を務めさせていただきます。

まず、都留市総合教育会議運営要綱第9条第2項の規定によりまして、本日の議事録の署名する委員の指名を行います。

会議録の署名は、小林重雄委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議題（1）都留市教育大綱（素案）について】

○議長（市長）

それでは、議事に入ります。

まず、議題（1）「都留市教育大綱（素案）について」を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

○企画課長

それでは「都留市教育大綱（素案）」についてご説明させていただきます。会議資料1をお願いいたします。この素案につきましては、前回、協議・決定していただきました「都留市教育大綱策定方針」に基づきまして、教育委員会が策定しました「都留市教育振興基本計画」を踏まえ、素案として作成してございます。

1ページをお願いいたします。まず、「はじめに」ということで、現状の教育行政等に関する内容を記載させていただいております。朗読にて説明させていただきます。『今日、少子高齢化及びグローバル化の進行、社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなど、社会の状況は大きく変化しています。こうした中、持続可能な社会を担っていく人材を育成する教育の果たす役割は、ますます大きくなっており、国においても「第2期教育振興基本計画」の中で「教育こそが人々の多様な個性・能力を开花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後の一層の発展を実現する基礎である」としています。

富士・東部地域で政治・経済、歴史・文化の中心として栄えてきた本市は、城下町としての趣と八朔祭りに代表される多くの歴史文化的遺産を今に引き継ぎ、また、県立臨時教員養成所を端緒とする現在の公立大学法人都留文科大学を生み育ててきた教育文化的風土を兼ね備えたまちです。

こうして築き上げられた歴史と文化、教育を次の世代に着実に伝え、更に深化発展させることが本市の優位性を高めるものであり、これまでも教育資源の充実に努めてきました。

この根幹をなす公立大学法人都留文科大学においては、教員養成系大学のブランド力の強化、グローバル化を支える人材の育成などを基本目標に掲げた「第2期中期目標」を策定し、「魅力あふれる大学」を目指し、平成27年度から新たなスタートを切りま

した。

また、平成25年度の山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパスの開設、平成26年度の県立都留興譲館高校の開校、さらに平成28年度の健康科学大学看護学部の開設などの、教育資源が集中することにより、本市の教育環境は大きな発展期を迎えています。

今後とも、保育園、幼稚園から大学院に至るまでの様々な教育機関が連携し、そこに住む地域住民も含めた協働による学びの場を創出することにより、本市の優位性に磨きを掛け、教育により人々の多様な個性・能力が開花し、人生の豊かさを実感できる環境の整備に努めていくこととします。』ということでございます。

2ページに移りまして「大綱策定の趣旨」でございますが、これにつきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が60年ぶりに改正されました。これを受けまして新たな制度として教育委員会が動き出すこととなりますが、あわせて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を首長と教育委員会が協議して策定することになりました。

一方、市教育委員会では、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「都留市教育振興基本計画」を策定しました。この計画では、「『学び』あふれる つるの人づくり」を基本理念に、2つを基本目標とこの目標を実現するための10の基本方針を定めています。このたび、地方自治体に策定が義務付けられた「教育大綱」では、教育行政において住民の意向をより一層反映させることと、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的とし、地域の実情に応じて定めることとされています。

本市では、市教育委員会が定めた「都留市教育振興基本計画」の目標や施策の根本となる基本方針が本市の教育、学術及び文化の振興に関する「大綱」として位置付けることができるものと考え、この計画を参酌し、さらに教育委員会の所管外である「大学との連携」に関する基本方針を加え、「都留市教育大綱」として策定します。」ということで、法律的に教育大綱の策定が義務付けられ、その大綱は、教育委員会が策定する「教育振興基本計画」を参酌しても良いとされていることから、本市といたしましても「都留市教育振興基本計画」を参酌して策定することとしております。加えて、大学との連携、関係を追加させていただいております。

3ページをお願いします。「大綱の期間」でございますが、平成27年度を初年度といたしまして、平成31年度までの5年間としており、都留市教育振興基本計画の計画年度と合せております。

次に「大綱の概念」でございますが、「基本理念」として「学びあふれる つるの人づくり」、「基本目標」として1つ目に「生きる力を育む学校教育の推進」、2つ目として「地域の教育力を高める生涯学習の推進」としてしております。こちらは、「都留市教育基本振興計画」と同じものとなっておりますが、大綱（素案）では、それぞれにおいて説明を付さしていただいております。その加えさせていただきました説明文について、朗読にて説明させていただきます。まず、「基本理念」の「学びあふれる つるの人づくり」では、『本市の有する貴重な教育資源を活用し、時代の要請に的確に対応しながら、自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な「学び」を通じ、市民の多様な個性と能力を開花させ、生涯を通して活力のある地域社会を創造するため、誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができるまちを目指し、その基本理念を『「学びあふれる つるの人づくり』』とします。』としております。

なお、この基本理念でございますが、「市教育振興基本計画」と同じくしておりますが、現在策定中の第6次都留市長期総合計画の基本構想の将来像が「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち」を策定案として掲げさせていただいております。この「学びあふれる」という言葉を、この大綱でも使わせていただいているところでございます。

次に基本目標でございますが、1つ目の「生きる力を育む学校教育の推進」についての説明といたしましては『子どもたちが将来に対し、夢や希望を抱き、働くことの意義を理解し、社会で自立していくための「生きる力」を育む学校教育を進めます。また、少子化・核家族化などに起因する人間関係の希薄化による家庭の教育力の低下に対応するため、幼児教育の充実や地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。』

2つ目の「地域の教育力を高める生涯学習の推進」についての説明といたしましては『生涯にわたって「学び」を通して、人生の活力を生み、地域への活力へとつなげていくような生涯学習の仕組みをつくります。また、市民が健康で豊かに生きていくために、一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、目的等に応じてスポーツに親しむことができる環境をつくります。』とさせていただいております。

続いて「基本方針」でございますが、こちらは、「基本理念」と

「基本目標」を達成するための11の「基本方針」を掲げさせていただきます。1から10までにつきましては、市教育振興基本計画と同内容となっております。それに、教育委員会の所管外であります「大学」の事に関して、「基本方針の11」として加えております。教育振興基本計画の中では、施策の具体的な方向を示してございますが、この大綱につきましては、教育振興基本計画の上位計画に位置するものと認識から、それら（具体的な方向）をまとめた理念的なものとして掲げさせていただきます。

教育振興基本計画の22ページをお開きください。ここでは「第6章 施策の具体的方向」として「基本方針1 グローバルな社会を生き抜く力を育成します」となっており、これは大綱の「基本方針1 グローバル社会を生き抜く力の育成」と対応しております。施策の方向として示してございますが、このまとめが、大綱に示す言葉となっているということでご理解いただければと思います。

では、「基本方針の1」になりますが、その題名を「確かな学力と自立する力を育成します」としてありますが、その施策の方向としましては、「教育首都つる」のシンボルである都留文科大学の知的資源を最大限に活用し、語学力・コミュニケーション能力、主体性等を身に付けて様々な分野で活躍する人材を育成します。」「子どもたち一人ひとりに生きる力を身に付けさせ、社会的自立の基礎を培うとともに、体系的・系統的なキャリア教育の一層の充実を図り、社会人・職業人としての自立を促します。」「海外への短期留学など様々な国際交流の機会を推進し、子どもたちに国際的な視野を持たせます。」「グローバルな視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりに参画する態度を育成します。」「防災に関する教育の充実を図り、学校における安全の確保に努めるとともに、児童生徒がその生涯にわたり、自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成します。」「社会の情報化が急速に進展する中であって、ICTを効果的に活用することの重要性から、情報活用能力の向上を図ります。」「情報化の進展に伴う様々な課題に対応し、情報モラルを身に付けるための学習活動を推進します。」となっております。

これらの施策の方向性を示す理念といたしまして、大綱（素案）では『グローバル化の進行に伴い、国際的に活躍する人材や新たな価値を生み出すイノベーションの推進を担う人材、社会の各分野をけん引

するリーダーの育成が不可欠となります。それには、自らの国や地域・文化について理解を深め、これを尊重し、他国の伝統・文化に敬意を払い、国際社会の一員としての意識を涵養することが重要です。このため、次代を担う子どもたちを新しい社会の方向を模索するための確かな判断ができるよう育成します。』としております。

「基本方針の2」になりますが、教育振興基本計画の27ページをお願いします。「確かな学力と自立する力を育成します」としてありますが、その施策の方向としましては、「基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ります。」、「学び合う集団の中で、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを育成します。」、「社会の変化や新たな価値を創造する人材を育成するために、生きる力を身に付け、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野の拡大を図ります。」、「論理や思考、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語力を高めるために、各教科等を通じた言語活動の充実を図ります。」、「知識基盤社会においては、科学技術は競争力と生産性向上の源泉となっています。このため、次代を担う科学技術系人材の育成が重要な課題となっており、科学技術の土台である理数教育の充実を図ります。」となっております。

これらの施策の方向性を示す理念といたしまして、大綱（素案）では『「知識基盤社会」の時代が進行する中、「生きる力」を知の側面から支える要素として「確かな学力」を確立していく必要があります。このために、きめ細かな指導を通し、基礎的な知識や技能の習得とそれらを活用した課題解決能力を育成し、学習意欲の向上とそれにつながる学習習慣を確立します。』としております。

「基本方針の3」になりますが、教育振興基本計画の31ページをお願いします。「豊かな心と自己実現を図る力を育成します」としてありますが、その施策の方向といたしましては「健全な自尊感情をもって自立し、主体的、自律的に生きるとともに、他者とかかわることのできる力を育成するため、その基盤となる道徳性を培います。」、「生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規律意識などを育てるため、様々な体験活動を推進するとともに、豊かな情操を育む読書活動の充実を図ります。」、

「教育上の重要課題である、いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動の改善に向けて、学校、家庭、地域社会や関係機関が連携した取り組みを一層推進します。」「学校教育は、集団での活動や生活が基本となり、学校内での人間関係の在り方は児童生徒の健全な成長に深く影響を及ぼします。このため、学級集団づくり、家庭や地域との連携などに努めるとともに、生徒指導及び教育相談の充実を図ります。」「これから親になる若者（中学生）に子育ての喜びを感じさせ、子どもを生き育てることの意義を考えさせるために、乳幼児との触れ合いなどの活動の充実を図ります。」「学校教育で、児童生徒が芸術に対する感性を磨き、郷土の歴史・文化に対する理解を育むために、ミュージアム都留等、市内文化施設等における教育普及活動を推進します。」となっております。

これらの施策の方向性を示す理念といたしまして、大綱（素案）では『価値観の多様化、少子化、核家族化により人々のつながりや共同体意識の希薄化が表面化し、豊かな心や社会性を身に付けること、自己実現の喜びを体験すること、自己肯定感を得ることが難しくなっています。このため、「生きる力」の要素である自他への思いやりや情操を育む「豊かな心」を育成します。』としております。

「基本方針の4」になりますが、教育振興基本計画の36ページをお願いします。「健やかな体を育成します」としてありますが、その施策の方向といたしましては、「本県児童生徒の体力は、長期的な低下傾向が続いた後、平成17年からは改善傾向にあります。総合的な体力は、すべての年齢で全国平均を下回り、加齢とともに全国平均との差が拡大しています。」「偏食・欠食、運動不足、睡眠不足等の生活習慣の乱れをはじめ、いじめ、不登校等、心身の健康問題が多様化・深刻化しています。」「健康で豊かな生活の実現を目指し、体力、健康の保持・増進のための実践力、積極的に運動に親しむ習慣や意欲・能力を育成することが必要です。」「健康・安全教育については、児童生徒が心身の状況や周囲の状況を把握し、適切かつ安全に行動できる力の育成を図るとともに、安全マニュアルの見直しを行うなど、学校教育活動全体を通して安全対策に取り組むことが必要です。」「栄養のバランスがとれた適切な食事をとるなど望ましい食習慣を身に付けることや、安全な食品を選ぶための正しい知識を習得するなど食の自己管理能力を育成するために、食育を推進することが必要です。」となっ

ております。

これらの施策の方向性を示す理念といたしまして、大綱では、『生涯を通して、健康で豊かな生活を送ることができるように、積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力の育成、体力の向上、健康の保持増進のための実践力の育成を図ることが必要です。このために、食に関する指導の充実、危険から身を守る安全教育の推進等を図ることにより「生きる力」の要素である「健やかな体」の育成に努めます。』としております。

「基本方針の5」になりますが、教育振興基本計画の38ページをお願いします。「一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます。」としておりますが、その施策の方向といたしましては、「インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、特別支援教室における教育の充実及び教育環境の整備を図るとともに、小・中学校におけるきめ細かな特別支援教育体制の充実を図ります。」「特別支援教育が必要な児童、生徒及び普通教室にいる支援の必要がある児童生徒に対しては、市負担による教員補助員を配置し、適切な指導や支援を行っていきます。」「障がいのある児童生徒が自立した社会参加をするために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、発達段階や障害の状況に即した指導及び支援を充実させます。」「特別支援教育は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も対象となることから、全ての学校において教員一人ひとりの専門性の向上を図り、教職員共通理解の中で推進します。」となっております。

これらの施策の方向性を示す理念といたしまして、大綱（素案）では、『障がいのある児童生徒に対しては、状況に対応したきめ細やかな教育的支援を実施するとともに、LD（学習障害）等の発達障害のある幼児・児童・生徒を支援する体制づくりを推進し、教育内容の一層の充実を図ることが必要です。このため、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、認め合える社会を形成するインクルーシブ教育システム※の構築に向けて取り組みます。』としております。

「基本方針の6」になりますが、教育振興基本計画の40ページをお願いします。「子どもたちが安全に安心して学ぶことのできる教育環境づくりに取り組みます。」としておりますが、その施策の方向といたしましては、「少人数学級の推進をはじめ、習熟度指導、補習等の学習支援策を講じ、学力向上やいじめ問題への対応

を工夫し、きめ細かな指導体制の充実を図ります。」、「学校評価を推進し、その結果に基づく学校運営の改善を図るとともに、保護者や地域住民の代表者で構成される学校評議員制度の活用等により、学校の教育活動の一層の充実を図ります。」、「学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であることから、社会情勢を踏まえた学校施設を整備します。」、「学校は、災害発生時には地域住民の避難場所ともなることから、学校施設の総合的な防災機能の強化を図ります。」、「経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対して、引き続き就学援助を行います。」となっております。

これらの施策の方向性を示す理念といたしまして、大綱（素案）では、『閉じた集団の中においては、子どもたちの人間関係は不安定となり、これが一つの原因として、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動が散見されます。このため、子どもたちが安心して学業に励み、心身の健全な成長が促されるよう、いじめ、不登校、暴力行為など子どもの問題行動等の改善に向けて、生徒指導や教育相談を充実させ、学校、家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を充実します。また、学校教育を支える環境づくりとして、防災機能を加味した学校施設の充実を図ります。』としております。

「基本方針の7」になりますが、教育振興基本計画の42ページをお願いします。「家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組めます」としてありますが、その施策の方向といたしましては、「地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で、家庭教育が行われるよう、家庭教育支援の充実を図ります。」、「地域における様々な学習活動を、地域の多様な主体と積極的に連携し、地域住民も一体となって協働して取り組みを進めていくための環境を整備します。」、「ホームページ等を通して学校の活動状況の広報や公開授業等により、開かれた学校づくりに取り組みます。」、「放課後や週末の地域における子どもたちの学習・体験活動などを支援するため、地域と連携した取り組みを推進します。」、「青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、現代社会に潜在的に存在する諸問題を真摯に受け止め、都留市青少年総合対策本部、学校、家庭、地域社会が常に連携し、青少年の健全育成に努めます。」となっております。

これらの施策の方向性を示す理念といたしまして、大綱では、『少子化、核家族化等の進行により、世代間交流の減少や人間関係の希薄化が進み、子育て不安やしつけへの自身喪失等、家庭の

教育力の低下が指摘され、また、地縁的なつながりもなくなり、地域における子どもの体験の場の減少や、大人が地域の子どもと積極的に関わろうとしない、「地域教育力の低下」が指摘されています。このため、多様な子育て支援、幼稚園・保育園・小学校の連携による幼児教育、さらに地域全体で子どもを育む環境づくりを図ります。』としております。

「基本方針の8」になりますが、教育振興基本計画の45ページをお願いします。「生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます」としてありますが、その施策の方向といたしましては、「市民一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりが重要です。」「生涯学習推進体制の充実・強化を図り、生涯学習施策を総合的かつ効果的に推進します。」「市民の自主的な学習活動を支えるため、学習ニーズに合った最新の学習情報がいつでも得られるよう、情報提供の充実を図ります。」「今後予想される学習意欲の高まりや多様化に対応するため、専門的な指導力や優れた資質等を備えた指導者の養成と確保、関係団体への支援により、生涯学習の一層の促進を図ります。」となっております。

これらの施策の方向性を示す理念といたしまして、大綱（素案）では、『人口が減少する中で、活力ある社会を構築していくためには、高齢者や障がいのある人などを含む全員参加型の社会が求められ、そのためには、生涯にわたって学び続けることが可能な社会づくりが必要となります。このため、自主的な学習活動を支えるため、学習ニーズにあった最新情報の提供などに努めるとともに、大学等との連携し、専門的な指導力や優れた資質等を備えた指導者の育成と確保に努め、生涯学習の推進体制の充実・強化します。』としております。

「基本方針の9」になりますが、教育振興基本計画の47ページをお願いします。「市民の誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に取り組みます」としてありますが、その施策の方向といたしましては、「運動やスポーツに対する意識の啓発を図るとともに、関係機関の連携・協働を強めながら、スポーツの実施率向上に向けた取り組みの充実を図ります。」「誰もが気軽に楽しむことができる軽スポーツやレクリエーション活動及び各種大会の機会や場所の提供とともに、施設の充実や指導者の育成などの環境整備を図ります。」「市民が主体的に参画する

スポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図ります。」「市民が主体的にスポーツに取り組めるよう、スポーツに関する様々な情報を市民が容易にどこでも入手できる情報提供システムの充実を図ります。」「市を挙げて年代や性別に関係なく多くの市民がスポーツを楽しむ機会を提供し、「市民一人一スポーツ」の推進を図ります。」となっております。

これらの施策の方向性を示す理念といたしまして、大綱（素案）では、『科学技術の高度化、情報化の進展に伴い、精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少することにより体力や運動機能が低下したりするなど、心身両面にわたる健康上の問題が顕在化する中、スポーツは市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっております。このため、市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、年間を通じた生涯スポーツを推進します。』としております。

「基本方針の10」になりますが、教育振興基本計画の49ページをお願いします。「市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます」としてありますが、その施策の方向といたしましては、「魅力ある文化を創造し、市民が心豊かな生きがいのある生活を送るために、文化芸術に触れ合い、親しむ機会の充実を図ります。」「若者をはじめ広く市民に対して文化芸術活動への参加を促進し、裾野拡大を図るとともに、芸術文化水準の一層の向上を目指します。」「市内には重要な文化遺産が多く存在しています。これらは現在の都留市につながる礎であり、都留市民の生活文化の基礎でもあります。このため、市内の文化遺産の現状を調査し、的確な把握を行うことにより、文化遺産の保存対策を講じていきます。」「指定文化財については、保存修復等が必要になった場合、所有者等に対して支援を行い貴重な文化財を保護し、多くの市民に歴史と文化に触れる機会を提供することにより、文化財の保存と活用に努め、次世代に引き継いでいきます。」「指定文化財や埋蔵文化財を保護するための調査と保護を行うとともに、広く市民に公開し、活用を図っていきます。」となっております。

これらの施策の方向性を示す理念といたしまして、大綱（素案）では、『市民のライフスタイルが多様化する中で、多くの市民が

様々な文化芸術を創造し、心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、文化芸術に親しむ機会を充実する必要があります。このため、各文化施設を活用した文化芸術活動を推進するとともに、文化協会その他の関係団体の活動を支援し、市民が文化芸術に親しむ機会を充実します。』としております。

続いて大綱（素案）の「基本方針11」でございますが、こちらが、教育委員会の所管外であります大学等のことについて述べさせていただいております。題名といたしましては、「市民の教育向上に資する大学の知的資源の活用」といたしました。

内容につきましては、『本市は、公立大学法人都留文科大学を設置し、これまで独自の教育文化的風土を兼ね備えたまちです。さらに県立産業技術短期大学校、健康科学大学看護学部が開設され、幼稚園・保育園、小中学校、高等学校から大学等の高等教育機関、大学院に至るまで様々な教育に関する機関が整った環境となりました。今後は、「知」の拠点である大学と連携・協働した教育施策の推進や大学の知的資源を活用した生涯学習を進め、地域教育力の向上と地域の活性化つなげます。』とさせていただいたところでございます。

以上が、都留市教育大綱（素案）の説明とさせていただきますが、こちらの素案につきましては、本日、委員の皆さまのご意見を踏まえたうえで、今月21日から来月20日まで、パブリック・コメントを実施し、市民からの意見を募った後、11月下旬に開催を予定しております、第3回のこの会議において「案」としていきたいと考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（市長）

ただ今、事務局から説明がありましたが、この大綱の策定につきましては、前回ご協議いただきましたとおり、市教育委員会策定の都留市教育振興基本計画を基本に策定しているものであります。

また、この素案が最終の決定ではなく、本日の協議が整いましたら、10月21日から1カ月間、パブリック・コメントを実施し、広く市民の皆さまからのご意見をいただき、その結果を反映した上で、11月下旬に、3回目の総合教育会議を開催し、その場にて再度、協議・調整していくとのことであります。

本日ご審議いただくこの「素案」は、パブリック・コメントに

付す「素案」という位置づけとなっておりますが、委員の皆様から何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○川村委員

2ページの「大綱策定の趣旨」における「深刻ないじめや体罰の問題など、児童、生徒等の教育を受ける権利」となりますが、ここでの「等」は誰を対象にしているものなのでしょうか。

あと一点、7ページの「基本方針8」における「大学等との連携し」とあるが「大学等と連携し」にした方が良いのではないのでしょうか。

○企画課長

2ページの「児童、生徒等」の「等」は、国における表現にあわせたものとなっておりますが、生涯学習までに広げた場合には児童や生徒以外も想定されることからこのような表現となっております。また、7ページにつきましては、ご指摘のように修正させていただきます。

○議長（市長）

他に何かございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（市長）

それでは、都留市教育大綱（素案）については、本案のとおりパブリック・コメントに付すこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市長）

それでは、素案のとおり決定いたします。

【議題（2）平成28年度 教育予算方針について】

○議長（市長）

引続きまして、議題（2）「平成28年度 教育予算方針について」を議題といたします。まず、このことについて教育長より説明をいただき、その後、教育委員会事務局より詳細説明等があればお願いします。

○教育長

それでは、平成28年度予算方針のご説明をいたします。

最初に「基本方針1 グローバルな社会を生き抜く力を育成します」でございますが、平成27年度から取り組んでいる都留文科大学附属小学校の英語特区事業では、大学の知見を活用した質の高いカリキュラムを開発していきます。また、情報教育の推進

を図るため、市情報教育研究部会において、ICT環境整備計画や授業におけるICT活用方法等の研究を行ってまいります。

続いて「基本方針2 確かな学力と自立する力を育成します」でございますが、山梨県学力把握調査や全国学力・学習状況調査等の結果から、課題を明確にする中で、教員の指導力の向上と児童・生徒の学力定着、向上に向けた「学力向上フォローアップ事業」等を実施します。また、市担教員、教員補助員を配置することにより、きめ細かな学習指導を行ってまいります。

次に「基本方針3 豊かな心と自己実現を図る力を育成します」でございますが、各教科と道徳教育との関連を明確にした計画の整備や改善を図り、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図ります。また、「いじめ防止基本方針」に基づき、携帯電話、スマートフォンなど、インターネットによる新しい形の「いじめ」に対しても未然防止に向けた研修会等を実施していきます。

次に「基本方針4 健やかな体を育成します」でございますが、体力・運動能力調査を行い、児童・生徒の実態を把握し、体育の授業だけでなく、特別活動等の時間を利用しての健康・体力づくりなど、学校体育・スポーツの充実を図ります。また、食育の推進に努めるため、学校給食での地産地消をさらに推進します。

次に「基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます」でございますが、小・中学校において、特別支援学級と通級指導教室の計画的な設置を行うとともに、支援を必要とする児童・生徒のため、教育研修センターと連携し、教員補助員を配置していきます。

次に「基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます」でございますが、県のはぐくみプランによる少人数学級制と併せ、市担教員、教員補助員を配置する中で、TTや習熟度別指導、補習等の学習支援や都留文科大学と連携したSAT事業を推進します。また、安全・安心な教育環境を整備するため、学校施設の非構造部材（天井、照明、窓ガラス等）の耐震化を計画的に実施し、総合的な耐震化を図っていきます。

次に「基本方針7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に

取り組みます」でございますが、地域とともにある学校づくりのために、コミュニティ・スクール制度を取り入れる中で、子どもや学校の抱える様々な課題に対し、学校、保護者、地域住民が一体となり取り組んでいきます。また、市と地域住民が連携して地域の子どもの育てる「放課後子ども教室」、子どもたちが自主的に集い主体性や創造性を持ち、健やかにたくましく成長することを目的とした「のびのび興譲館」の各種事業、青少年健全育成事業等を実施していきます。

次に「基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます。」でございますが、魅力あるイベントや多様な学習プログラムによる生涯学習の機会の提供、人と人を結びつけ、学びと交流を促す活動としての公民館各種教室を開催するほか、多様なニーズに応じた蔵書及びレファレンスサービスの充実など市立図書館機能の充実、また、高齢者の学習ニーズに応える環境として「はつらつ鶴寿大学」事業を展開し、高齢期の豊かな人生の実現を図っていきます。

次に「基本方針9 市民のだれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に取り組みます。」でございますが、生涯スポーツの普及啓発及び日常的にスポーツ活動に参加するための取り組みとしての各種スポーツ教室の開催並びに総合型地域スポーツクラブ（アスリートクラブ）への支援のほか、社会体育施設の利用拡大・充実を図るため、施設の整備を図るとともに、小中学校体育館・グラウンド等を一般開放することで市民にスポーツの機会を提供していきます

次に「基本方針10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます」でございますが、優れた舞台芸術や音楽鑑賞の機会を提供するとともに、優れた環境での芸術・音楽活動の場を提供するために、うぐいすホールの適切な管理運営を行います。また、文化芸術活動への支援として、活動を行う個人や団体を育成するための事業を実施するとともに、市民活動に対しても支援をしてまいります。文化財の適切な保存と継承のため調査を実施し適切な保存に努めます。また、資料館の適切な管理運営を図ることとします。博学連携の推進を図るため、博物館実習を積極的に受け入れるとともに、社会科授業の見学を受け入れるなど歴史・文化への理解を育んでまいります。

以上が、平成28年度教育予算方針となります。

○議長（市長）

ただいま説明がありましたが、委員の皆さまから、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小林重雄委員

市長が進めています「CCRC構想」ですが、東京圏の皆さまが本市にいらして、その方々に対し、都留文科大学、健康科学大学などで、色々な学びの場をつくり、そこで学んでいくということをお聴きしております。現在都留市には「はつらつ鶴寿大学」という生涯学習の場があり、また、山梨県においても「ことぶき勸学院」があります。そういった所と連携を図る中で、今以上に新しい魅力ある科目、メニューを開設していただけたらと考えますがいかがでしょうか。

私自身、これらの学習メニューがマンネリ化しているような印象を受けており、それが原因で受講者も減少してくのではないかと感じています。ぜひ、その辺りを調査・研究していただけたらと思います。

○市長

自分も同じような印象を受けています。CCRCの推進によって首都圏から学びたい方々に対し、満足するような、もう一步進んだ「学びの場」が必要になってくるのではないかと感じています。

例えば、都留文科大学の教室の中で（市民、移住者が）学ぶことや、（市民、移住者のための）科目を増やしていただくことが考えられると思います。

米国版のCCRCにおける始まった経緯は、大学が学生の減により運営が立ち行かなくなったため、そういった大学に高齢者を招き入れ、学んでもらうことで、その大学が持ち直したという事であり、それが、結果的に高齢者の「健康寿命の延伸」や「生きがづくり」に繋がっていき、米国では現在約2,000カ所で実践しているようで、そこで学んでいる方が650万人位いると聞いています。

やはり小林委員が言われたとおり、都留文科大学を活用していく中で、魅力的な学びの場を広めていくべきだと思います。

○教育次長

その件につきましては、「大学連携型CCRC 生涯学習プロジェクト・チーム」という、庁内横断的な組織の中で検討しているところであります。

それぞれの担当課や大学の職員を含める中で、現在、実践して

いるメニューは勿論であります。今後新たに展開できる事業等の洗い出しを進めているところであります。

また、それらを、移住してくる方々を含めた市民に対して、こういった形で情報提供していくのかということで「学び」に関するインターネット情報サイトの「やまなし学びネット」を活用することなどを検討しているところでもあります。

さらに、移住してくる方々を含めた市民の方々が持っている高いキャリアを活かすため、その方々が講師となって、市民に教えていただけるような取り組みについても検討しておりますので、そういった情報も早い段階で提供していきたいと考えています。

○市長

今まで、大学で学びたいという意欲を持った高齢の方々でも、そのような声は出しにくい部分があったのではないかと感じておりますので、市民に広く周知して、学べる機会を広めるような取組は進めてほしいと思います。

○教育次長

今まで情報発信が出来ていないように感じておりますので、市の公報やインターネットを活用した情報提供の体制を確立していきたいと考えています。

○関口委員

私は「はつらつ鶴寿大学」において古典の講師を10年ほどさせていただいておりますが、高齢者の方々の学習意欲は非常に熱心であると感じております。ですから、可能であれば、市が中心となって強力に推進していただきたいと思っております。

○市長

私の施策の一つでもあります「健康寿命の延伸」においても「学び」は頭が活性化するし、非常に良い取組みであると感じます。

今は都留市まちづくり交流センターがその役割を担っているようではありますが、やがては、大学内にそういった拠点を設けていくことも検討すべきであると思っております。

○企画課長

高齢者の学びにつきましては、はつらつ鶴寿大学を入門編とし、それ以上の「高度な学び」を大学が担うということが考えられると思っております。

○教育長

平成28年度 予算方針は基本方針1から10までとなっておりますが、先ほど来の皆さまのご意見を伺う中で、また、教育次長の補足説明を勘案して、大綱（素案）に合せ、基本方針11の大

学との連携も含めていくべきでしょうか。

○企画課長

基本方針11は、市長部局が行っている事業でございますので、一つ加えさせていただいております。教育委員会部局といたしましては、ご説明いただきましたとおり基本方針1から10まででよろしいかと思えます。

○教育次長

基本方針1から10までと、大綱で示した基本方針11の大学との連携は、何らかの関係性は出てきます。

○議長（市長）

では、今までの意見を反映させていただけたらと思います。ほかに何かご意見はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（市長）

それでは「平成28年度 教育予算方針」については、提案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市長）

それでは、提案のとおりといたします。

【議題（3）その他】

○議長（市長）

次に（3）その他として、何かございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（市長）

それでは、本日の議事は、全て終了いたしました。皆様方には、会議運営につきまして、ご協力を賜りましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

○総務部長

ありがとうございました。「4 その他」でございますが、（1）といたしまして、「第6次都留市長期総合計画における教育分野及び都留市総合戦略について」、（2）といたしまして、「大学コンソーシアムつる 設立記念セミナーについて」の説明を一括して事務局からお願いします。

○企画課長

【その他（１）－１ 第６次都留市長期総合計画における教育分野について】

それでは、引き続きご説明させていただきます。

現在まさしく、進行中であります第６次都留市長期総合計画及び都留市総合戦略についてご説明させていただきます。

まず、会議資料３にございますが、「第６次都留市長期総合計画基本構想（素案）」でございます。市町村は概ね１０年単位で、将来に向けた行政運営の在り方や方向性を示す「長期総合計画」を策定しております。

本市でも、第５次の長期総合計画が平成２７年度をもちまして、終了することから、新たな総合計画「第６次長期総合計画」の策定に今まさに取り組んでいるところであります。

この長期総合計画というのは、基本構想、基本計画、実施計画の３階層となっております。このうち最上位に位置する「基本構想」の策定に関しまして、市民ワーキンググループや市職員による庁内ワーキングをそれぞれ５回ずつ開催し、その協議を踏まえまして市民の代表者で構成される審議会を現在のところ３回開催し、審議していただいております。これらの審議会の中には、教育委員会を代表いたしまして、関口委員もご参加いただいております。

また、体育協会や文化協会の会長のほか、市ＰＴＡ連合会からも委員を選出して、ご審議していただいているところでございます。

本日、会議資料３としてお示しをさせていただいております。「第６次都留市長期総合計画基本構想」（素案）につきましては、明日開催いたします４回目の審議会の資料を本日ご提示させていただいております。現在、策定途中ではございますが、せっかくの機会ですので、ご報告させていただきます。

２ページをお開きください。まず、この構想の組立てといたしましては、まず序論としたしまして、第１章として策定にあたっての背景や根拠、３ページにて現（第５次）計画の評価、８ページ以降で市民意識調査の結果、１０ページ以降で策定に当たっての５つの基本的な考え方を示しております。１２ページ以降では、第２章として「今を知る」と題しまして、時代背景や都留市の状況、各種データから見ました人口や世帯、更には産業の推移、生活環境などを洗い出しております。以上が序論を構成する項目でございますが、これらの説明については、時間の都合上割愛させていただきます。

これらの序論を受けまして、「基本構想」となるわけですが、26ページをご覧ください。先ほどご説明したとおり、自治体の総合計画は、そちらの図表1で示していますとおり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」からなる3階層となっております。

今回策定いたします「基本構想」は、一番上のものですが、こちらは、長期的で普遍的なまちづくりの考えや理念を構想と位置付けまして、その方向性を高次元で示すこととしております。

従来ですと「基本構想」と「基本計画」は接合しておりますが、今回の策定している計画では、他の階層より一段高めに高次的に位置するものとして策定しております。逆を言いますと下の「基本計画」に柔軟性を持たせまして、移り変わりの激しい時代であるからこそ、その時々の方針課題に重点化できるように変更等がしやすい形としております。

計画期間といたしましては、市長の方針を着実に実現していくために、市長任期とタイミングを合せまして、市長任期後一年を掛けまして、見直しを行っていくこととしております。それぞれ前期計画が3年、中期4年、後期4年の3期間によって計11年を計画期間としております。

27ページをご覧ください。この構想では、まず本市の現状を把握することといたしまして、「強み」と「弱み」を洗い出しました。この「強み」を伸ばし、「弱み」を改善していきながら、持続可能なまちづくりを目指すこととしています。

「強み」といたしましては、やはり、2つめの四角で示してございますが、「地域に根差した大学のあるまち」、3つめの四角で示させていただいております「歴史・文化息づくまち」としており、これら教育文化的な土壌が、本市の非常に大きな「強み」として示しをさせていただいております。

28ページをご覧ください。逆に「弱み」といたしましては、全国的な課題でもあります、「人口減少・少子高齢化」や「経済活動の冷え込み」、29ページの少子化の進行や産科分娩の未実施など「子育て環境の充実」などを掲げてさせていただいております。

30ページをご覧ください。こちらでは、「基本構想」の理念といたしまして、本市では「都留市自治基本条例」を定めておりまして、この条例は、自治体の憲法と言えるもので、普遍的であり、市民すべてが共有できるものであります。それによって基本構想を定めるにあたっては、この条例の前文で掲げている理念を、基

本構想の理念として掲げております。将来像であります、「ひと集い、学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」としております。これはそこに記載してあるとおり、「新たな産業の創出や、移住・定住の支援、そしてまた、豊かな地域資源を活かして、まちの魅力を最大限に引き出すことにより、多くの人々がこの地に集い、自分らしい暮らし方を発見します。そして、この地で生活する人すべてが、生涯を通していきいきと学び、自己のため、家族のため、そして、まちのために活躍し、相互に高めあい、いつまでも元気で、きらめく人生を送れるようなまちの姿を目指す」ものとしております。

教育大綱（素案）の説明の際にもご説明したところですが、都留市の将来のあるべき姿としては、やはり「学び」というものを理念として掲げないわけにはいかないと考えておりました。教育振興基本計画にも「学びあふれる」というフレーズが使われていることから、こちらを意識した中で、都留市の将来像として提示させていただいたところでもあります。

「人集い」では先ほども申し上げましたが、「CCRC構想」の中で、「観光」、「都留文科大学」それぞれの施策によりまして、人々が集い保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学、大学院までであるこの地で学び、生涯子どもからお年寄りまで全ての世代がきらめくようなイメージを持っております。

31ページをお願いします。こちらでは、都留市の将来見通しのもととして、人口の推計を示しておりますが、少子化の進行によりまして、平成34年から35年にかけて人口3万人を割り込むことが想定されています。これを出生率の向上や転入者の増により、計画終了年度の平成38年度における推計人口よりも1,400人程度上乗せし、最終年度である平成38年度においても、人口3万人の維持を掲げさせていただいております。

35ページをお願いします。第6章では、まちづくりの方向と行政運営方針、推進体制として、6つの方向を定めています。教育分野に関しましては、そのページの3つ目のところに「輝かせます！学びあふれるつるのまち」といたしまして、大学との連携や城下町としての歴史文化を活用しながら、すべての市民が学び、教え合うことで地域の教育力向上を図ること目指します。また、学校教育におきましては、未来を担う子どもたちが人間性豊かに育ち「生きる力」を育むような教育を目指すこととしております。以上が、第6次都留市総合計画の内容となります。

【その他（１）－２ 都留市総合戦略について】

もう一点、会議資料４の「都留市総合戦略」でございますが、この総合戦略につきましては、今、ご承知の方も多いと思いますが、石破大臣が進めております「地方創生」、「まち・ひと・しごと」と言われております。

昨年「まち・ひと・しごと創生法」が成立されまして、この中で地方自治体に対して、今後５カ年の目標や施策の具体的な方向を示す「地方版総合戦略」の策定が努力義務として位置づけられました。これを受けまして本市においても、少子高齢化・人口減少への対策と、将来の人口展望の実現へ向けて、実践的・実効的な施策をまとめる計画として策定するものであります。現在「パブリック・コメント」を実施しておりまして、その結果を踏まえて今月中の策定を予定しております。

内容についてのご説明しますので、４ページをお願いします。都留市の場合は、国における総合戦略との整合を図りつつ、先程、説明いたしました「第６次都留市長期総合計画」の策定と重なっているため、長期総合計画に位置付ける「リーディング・プロジェクト」として選定する事業を、総合戦略として位置付けることとしています。

５ページをお願いします。総合戦略の効果検証については、「KPI」などの数値目標の設定や「PDCA」を活用した検証を行うこととしております。

７ページをお願いします。都留市が目指すべき人口の将来展望ですが、人口推計を考慮し、８ページ①にありますとおり、平成３８年（２０２６）に３万人を確保する目標としており、②のとおり人口構成のバランスを取り戻すこととしております。これら、人口の将来的な目標を達成するために今後５年間に取り組むべき総合的な戦略を９ページにお示しさせていただいております。

戦略といたしまして１から５まで掲げてございますが、この内都留市に特徴的なものとしたしましては、「学び」を打ち出しております。国の総合戦略では、この「学び」を打ち出してはございませんが、本市では、やはり「教育」を充実させることによって、市外からの人々を呼び寄せる、「教育」の魅力を発信していくことを意識しております。

各戦略につきましては、説明を省略させていただきますが、教育に関する「戦略３」のご説明をいたします。

２４ページをお願いします。基本的な方向としましては、学び

を通して「まち」、「ひと」を創生するため3つの方向性を示し、それに伴う基本目標と目標指標を示しております。

25ページをお願いします。具体的な施策として、一つ目といたしまして「質の高い学習プログラムの整備」といたしまして、先ほど来申し上げておりますが、CCRC構想の実現を目指しまして、都留市と市内3大学が連携を図り、市民とCCRC事業による転入者に対し質の高い学習プログラムを提供することとします。

二つ目といたしまして「知の拠点である大学等の魅力づくり」といたしまして、人口減少・少子化に伴う大学淘汰の時代を迎え、大学の存続が難しい現実が叫ばれている中、都留市でも貴重な知的資源である大学等の魅力を向上させ「選ばれる大学」とするための支援を行っていきたいと考えております。

26ページをお願いします。

三つ目の「魅力ある教育環境の整備」といたしまして、都留文科大学と市内小中学校との連携の強化し魅力あふれる教育環境を整備するとともに、視野はグローバルに活躍はローカルに行動できるグローバル人材の育成を目指した特色ある教育を推進することとしております。

以上が、都留市総合戦略の説明となりますが、この素案につきましては、今月1日から23日までパブリック・コメントにより市民の皆さまからの意見を募集し、その意見等を反映いたしまして、今月中には確定する予定となっております。

【その他（2） 大学コンソーシアムつる設立記念セミナーについて】

続きまして、大学コンソーシアムつる設立記念セミナーについてのご案内でございますが、教育大綱、長期総合計画、総合戦略では「大学との連携」がキーワードとして示しておりますが、その事業の一つとしまして、市内の3つの大学と都留市とで大学コンソーシアムつる」を今月22日に設立したいと考えております。

ご案内にも記載させていただいておりますが「都留市と3大学は、相互の連携体制のもとに、教育研究の高度化・進展化を図り、学生を含むすべての市民に対し、より価値が高い学修活動の場を提供するとともに、社会の成熟化に伴う学習需要の増大や急激な社会変化に対応するための生涯学習、産官学民の地域交流の推進などを図り、更には、大学間における相互練磨を行うことにより、それぞれがより一層特色と魅力あふれる教育機関となることを目

指して設立するものであります。

その設立を記念いたしまして、今月22日の木曜日、市役所3階の大会議室におきまして設立記念セミナーを開催いたします。

内容といたしましては、都留市の進めております「大学連携型CCRC構想」、特に生涯学習や地域貢献に関するテーマが主なものとなっております。各大学の学長、校長をパネリストに迎えまして、意見交換等を行っていきたいと考えております。ぜひご都合をつけていただきまして、委員の皆さまのご参加いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○総務部長

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆さまの方から、ご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○総務部長

ありがとうございました。それでは、この他に委員の皆さまからご発言等、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○総務部長

それでは、本日の日程が無事終了いたしました。
委員の皆様方、大変ご熱心にご協議いただきましてありがとうございました。以上で、会議を終了させていただきます。

(午後3時23分閉会)